

News Release

平成25年9月12日

N I T E (ナイト)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

電動車いすによる事故の防止について（注意喚起）

電動車いす（※1）は歩行に困難を感じる高齢者や障害のある人にとって、行動範囲を広げてくれるとても便利なものであり、自立した社会生活を支援するものとして欠かせない製品です。しかし、不注意や使い方を誤ったために事故が発生することも多く、死亡や重篤なけがを負う場合があります。特に、使用方法に慣れていなかったと思われる使用開始から1年未満の事故が全体の40%を占めています。また、60歳代から事故が増える傾向があり、特に80歳以上の使用者で死亡・重傷事故が多く発生していることから、事故防止のための注意が必要です。

N I T E（ナイト）に通知された製品事故情報（※2）のうち、電動車いすの事故は、平成20年度から24年度までの5年間に91件（ハンドル形70件、ジョイスティック形21件）ありました。（※3）

被害状況別にみると、死亡事故33件、重傷事故20件、軽傷事故13件、拡大被害（※4）5件、製品破損等20件ありました。

事故発生状況を分類すると、次のような事故が多く発生しています。

- ①電動車いすで走行中、舗装路で路肩等から転落した。（※5）
- ②電動車いすで走行中、未舗装路で転落等した。

電動車いすの事故は、「製品に起因する事故」は件数も少なく、被害も軽微で済んでいる一方で、「製品に起因しない事故」が約半数あり、こちらは重篤な人的被害も発生しています。これらの中には、不注意や誤った使い方に気をつけていただくことで、未然に防げる事故が多くあります。社告・リコール情報の周知徹底も含め、製品を正しく安全に使用して事故を防止し、電動車いすを利用して自立した社会生活を送っていただくために、注意喚起を行うこととしました。

- （※1） 電動車いすの操作方式により、直接ハンドル操作をするハンドル形及びジョイスティックレバーで操作をするジョイスティック形（標準形や簡易形）に分けて扱う。前者では、主に高齢者が使用することが多く、後者は障害のある人が使用することが多いが、高齢者も使用することがある。
- （※2） 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。
- （※3） 平成25年7月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。
- （※4） 製品本体のみの被害にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすこと。
- （※5） 側溝や川等に電動車いすごと落ちたものを転落という。

1. 電動車いすの事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

電動車いすの事故は平成20年度から24年度までの5年間に91件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。

ハンドル形の事故は平成20年度から23年度までは減少しましたが、平成24年度は増加しています。

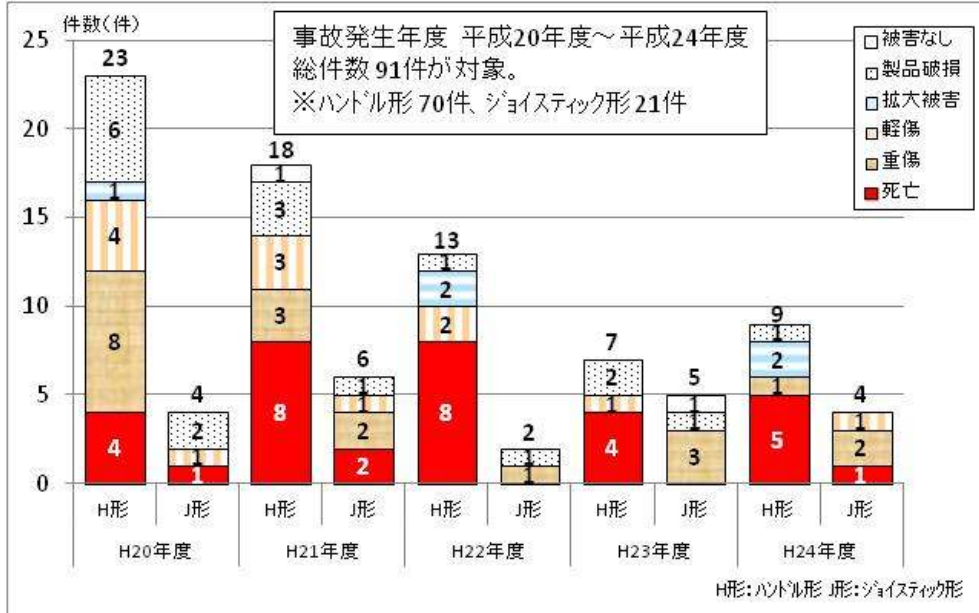


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 事故の月別発生件数について

電動車いすの事故の「月別発生件数」を図2に示します。

月別にみると、7～10月と1月に事故が増加しています。

また、6、12、3月が少なくなっていますが、ほぼ年間を通じて事故が発生しています。



図2 月別発生件数

(3) 事故の年代別被害者数について

「ハンドル形電動車いすの年代別被害者数」を図3に示します。

60歳代から被害者が増加し、特に80歳以上の男性で被害者が多くなっています。また、被害の状況は約8割が死亡や重傷に至っています。

最も被害者の多かった80歳以上の男性は20人(40.8%)で、被害状況は死亡14人、重傷5人、軽傷1人です。

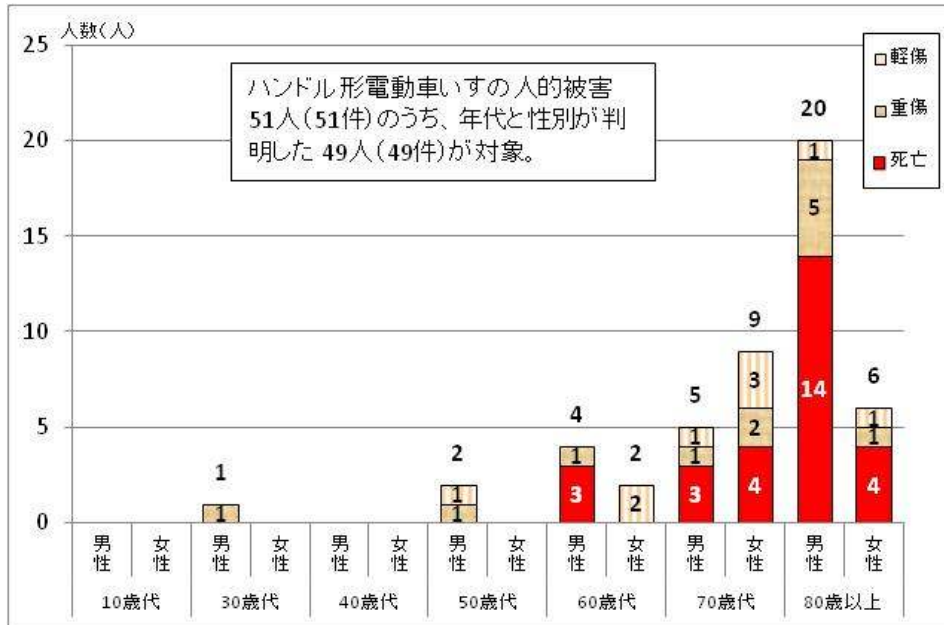


図3 ハンドル形電動車いすの年代別被害者数

「ジョイスティック形電動車いすの年代別被害者数」を図4に示します。

60歳以上で死亡事故が発生し、70歳代の男性の被害者が4件で最も多くなっています。

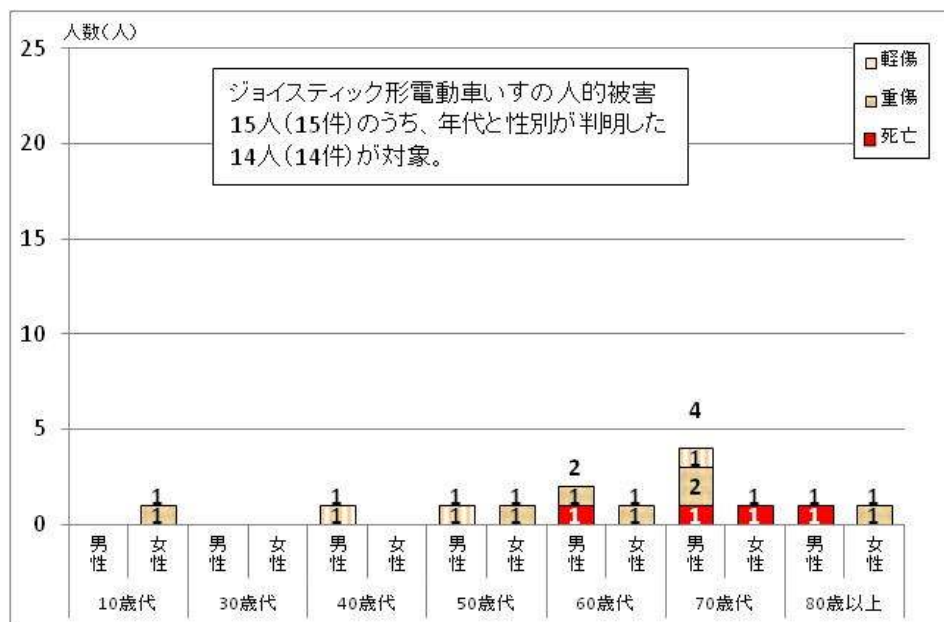


図4 ジョイスティック形電動車いすの年代別被害者数

(4) 事故の原因と被害について

電動車いすの事故の「事故原因区分別発生件数」を図5に示します。

「製品に起因する事故（事故原因区分A、B、C、G3）」は、合計10件（11.0％）です。「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、F）」は合計50件（54.9％）です。「原因不明のもの（事故原因区分G3を除いたG）」は13件（14.3％）です。「調査中のもの（事故原因区分H）」は18件（19.8％）です。誤使用・不注意などによる「製品に起因しない事故」が多くなっています。

この中で、「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分E）」に分類された28件（30.7％）中、道から転落したなどの運転中の操作ミスによるものが18件、乗降時に電源を入れたままでアクセルバーに触れてしまい、急に動き出して転倒した等、取扱説明書に記載された使用方法等を順守しなかったものが10件ありました。

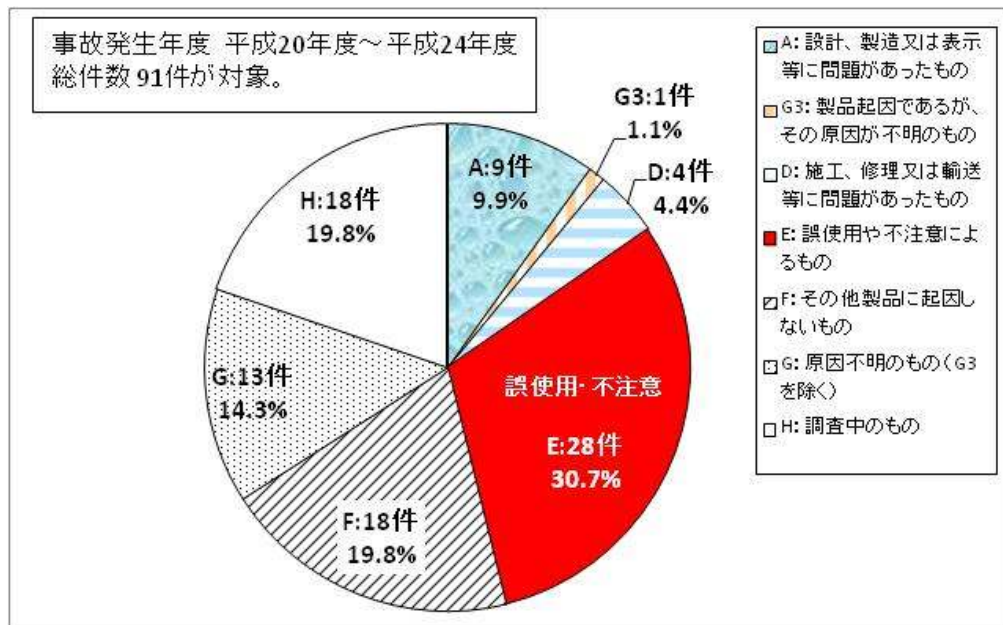


図5 事故原因区分別発生件数

「事故原因区分別被害状況」を表1に示します。

電動車いすの事故は、「製品に起因しない事故」合計50件のうち、45件が人的被害に至っています。そのうち、死亡事故が最も多かった「その他製品に起因しないもの（事故原因区分F）」において、死亡事故15件中12件が電動車いすごと転落したのですが、事故発生状況の詳細の確認ができないものの、車いす本体には異常が見られない場合が多くなっています。

一方、「製品に起因する事故」合計10件は、軽傷1件、製品破損7件、被害なし2件であり、両者を比較すると、誤使用や不注意などによる「製品に起因しない事故」の方が重篤な事故につながりやすいことがわかります。

表 1 事故原因区分別被害状況

(※6)

被害状況		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A:設計、製造又は表示等に問題があったもの			1 (1)		6	2	9 (1) [0]
	B:製品及び使い方に問題があったもの							0 (0) [0]
	C:経年劣化によるもの							0 (0) [0]
	G3:製品起因であるが、その原因が不明のもの					1		1 (0) [0]
	小計	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (1) [0]	0 (0) [0]	7 (0) [0]	2 (0) [0]	10 (1) [0]
製品に起因しない事故	D:施工、修理、又は輸送等に問題があったもの			1 (1)		3		4 (1) [0]
	E:誤使用や不注意によるもの	10 (10) [0]	11 (11) [0]	5 (5) [0]		2		28 (26) [0]
	F:その他製品に起因しないもの	15 (15) [0]	3 (3) [0]					18 (18) [0]
	小計	25 (25) [0]	14 (14) [0]	6 (6) [0]	0 (0) [0]	5 (0) [0]	0 (0) [0]	50 (45) [0]
G:原因不明のもの (G3を除く)		1 (1)		5 (5)	3 [2]	4		13 (6) [2]
H:調査中のもの		7 (7)	6 (6)	1 (1)	2	2		18 (14) [0]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	33 (33) [0]	20 (20) [0]	13 (13) [0]	5 (0) [2]	18 (0) [0]	2 (0) [0]	91 (66) [2]

(※6) 平成25年7月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(5) 使用期間別事故発生件数について

使用期間が判明したハンドル形電動車いすの事故55件について、「使用期間別被害別事故発生件数」を図6、「使用期間別年代別事故発生件数」を図7に示します。

使用を始めて1年未満で24件(43.6%)と最も多くの事故が発生していますが、1年以降は事故件数は減少していきます。また、1年未満の事故を被害者の年齢でみると、80歳以上の使用者の被害が13件(54.2%)と半数を占めています。

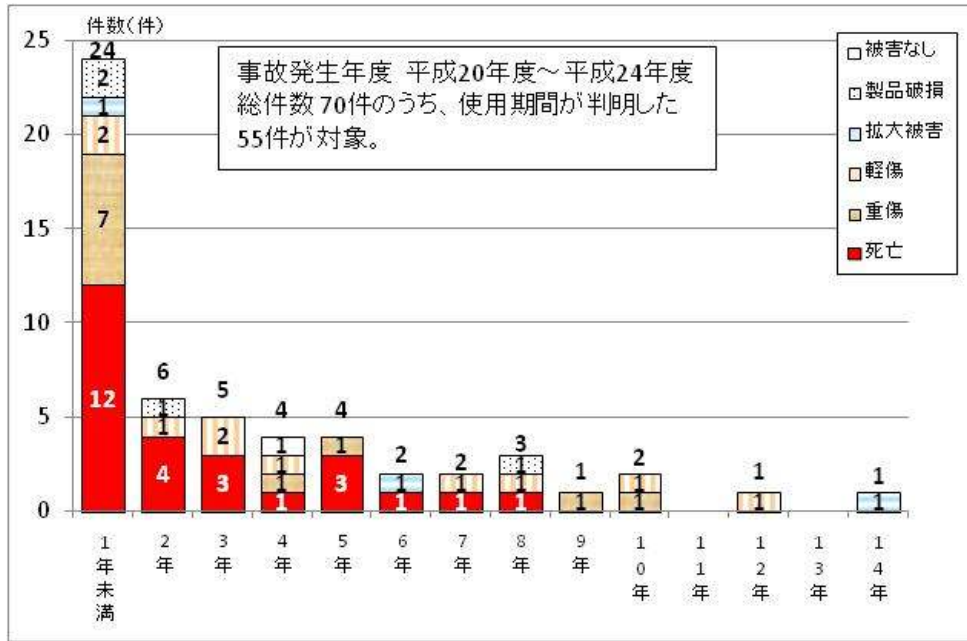


図6 ハンドル形電動車いすの使用期間別被害別事故発生件数

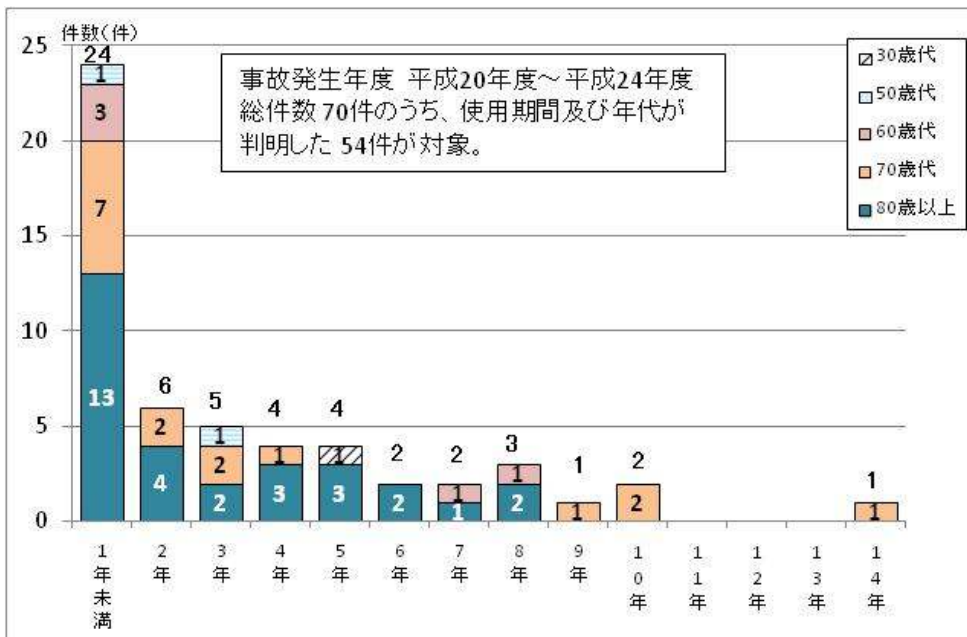


図7 ハンドル形電動車いすの使用期間別年代別事故発生件数

使用期間が判明したジョイスティック形電動車いすの事故19件について、「使用期間別被害別事故発生件数」を図8、「使用期間別年代別事故発生件数」を図9に示します。ハンドル形の事故に見られるような、1年未満の事故の増加や80歳以上の年齢による事故のような特徴はジョイスティック形の電動車いすの事故には見られません。

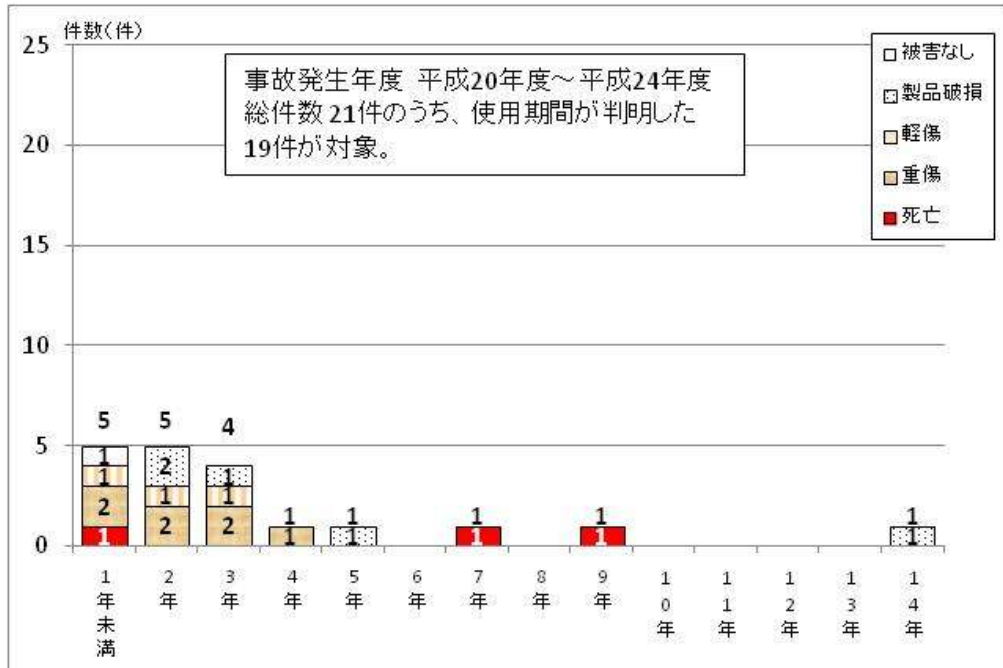


図8 ジョイスティック形電動車いすの使用期間別被害別事故発生件数

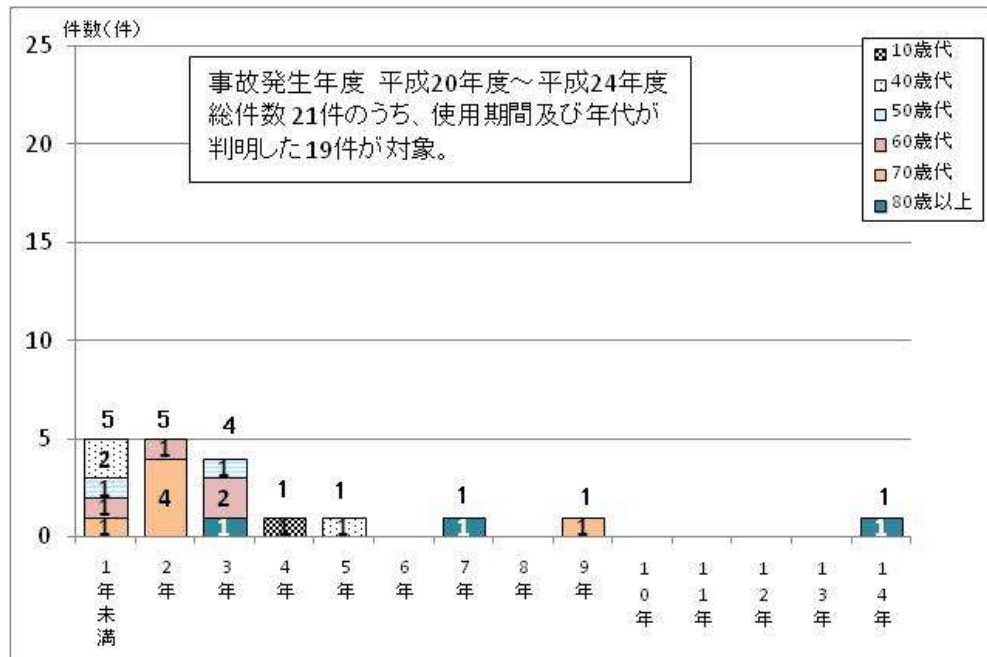


図9 ジョイスティック形電動車いすの使用期間別年代別事故発生件数

(6) 事故の現象別被害状況

ハンドル形電動車いすの事故の「現象別被害状況」を表2に示します。

現象別では、①「電動車いすで走行中、転倒・転落・衝突等した。」事故が最も多く、41件(58.6%)で、そのうち合計32件が死亡・重傷事故です。また、現象①の内訳において、「舗装路で路肩等から転落した事故」が14件(死亡・重傷事故12件)起きています。次に多いのは、「未舗装路で転落等した事故」で12件(死亡・重傷事故10件)が砂利道、あぜ道、農道等で発生しています。

また、「踏切内で電車に接触した事故」では、タイヤがレールの溝に挟まったもののほか、バッテリー切れで踏切内で停止してしまった事故があります。

表2 ハンドル形電動車いすの現象別被害状況(※6)

被害状況 事故の内容		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
①電動車いすで走行中、転倒・転落・衝突等した。		23 (23)	9 (9)	7 (7)	0	2		41 (39)
舗装路で路肩等から転落した。		9 (9)	3 (3)	2 (2)				14 (14)
未舗装路で転落等した。		8 (8)	2 (2)	1 (1)		1		12 (11)
舗装路を下り、転倒等した。		3 (3)	2 (2)	3 (3)				8 (8)
踏切内で電車に接触した。		2 (2)	1 (1)			1		4 (3)
舗装路を登り、転落した。		1 (1)	1 (1)	1 (1)				3 (3)
②電動車いすから発火した。					3	3		6 (0)
③電動車いすの乗降時に転倒した。			2 (2)	1 (1)				3 (3)
④電動車いすのタイヤが脱落した。				1 (1)				1 (1)
A、G3：製品に起因するもの				1 (1)		6	1	8 (1)
H：調査中のもの		6 (6)	1 (1)		2	2		11 (7)
合計	事故件数 被害者数	29 (29)	12 (12)	10 (10)	5 (0)	13 (0)	1 (0)	70 (51)

ジョイスティック形電動車いすの事故の「現象別原因別被害状況」を表3に示します。
 現象別では、①「電動車いすで走行中、転倒・転落・衝突等した。」事故が最も多く、7件（33.3%）で、うち5件が死亡・重傷事故です。また、現象①の内訳において、「舗装路で転倒した事故」が3件あり、段差の乗り越えの際等に発生しています。

①と③「電動車いすの乗降時に転倒した。」事故と合わせると、3件が転倒防止バーを使用しなかったために発生した事故です。

表3 ジョイスティック形電動車いすの現象別原因別被害状況 (※6)

事故の内容	被害状況			人的被害		物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損				
①電動車いすで走行中、転倒・転落・衝突等した。	3 (3)	2 (2)	2 (2)	0	0	0	7 (7)		
舗装路で転倒した。	1 (1)	1 (1)	1 (1)				3 (3)		
舗装路で路肩等から転落した。	1 (1)	1 (1)					2 (2)		
未舗装路で転倒した。	1 (1)						1 (1)		
舗装路で壁に衝突した。			1 (1)				1 (1)		
②電動車いすの修理不備でタイヤやスポークが脱落した。					2		2 (0)		
③電動車いすの乗降時に転倒した。		1 (1)					1 (1)		
④その他					2		2 (0)		
製品に起因するもの					1	1	2 (0)		
H：調査中のもの	1 (1)	5 (5)	1 (1)				7 (7)		
合計	4 (4)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	21 (15)		

(※6) 平成25年7月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(7) 事故事例の概要について

電動車いすの事故について、現象別に事例を示します。

(ア) ハンドル形電動車いす

① 電動車いすで走行中、舗装路で路肩等から転落した。

○平成20年8月19日（三重県、80歳以上・男性、重傷）

（事故内容）

ハンドル形電動車いすで緩やかなカーブを走行中に、交差点手前にある左側の側溝に転落し、重傷を負った。

（事故原因）

走行中、誤って傾斜した路肩に侵入し、側溝に転落したものと推定される。
なお、電動車いす本体には事故の後も異常は認められなかった。

○平成20年9月8日（愛媛県、70歳代・女性、死亡）

（事故内容）

ハンドル形電動車いすで移動中、道路から約2m下の水田に転落し、死亡した。

（事故原因）

操作を誤り、転落防止柵のない道の路肩から水田に転落したものと推定される。
なお、電動車いす本体には事故の後も異常は認められなかった。

② 電動車いすで走行中、未舗装路で転落等した。

○平成23年6月14日（島根県、60歳代・男性、死亡）

（事故内容）

ハンドル形電動車いすで走行中、斜面から転落し、死亡した。

（事故原因）

未舗装の砂利道を単独で走行中に斜面下に倒れていたことから、操作ミスによる事故と推定される。

なお、電動車いす本体には事故の後も異常は認められなかった。

○平成21年8月9日（熊本県、70歳代・男性、死亡）

（事故内容）

未舗装のあぜ道から、ハンドル形電動車いすごと転落し、死亡した。

（事故原因）

使用者が荒れた路肩に寄り過ぎて運転操作を誤ったものと推定される。
なお、電動車いす本体には事故の後も異常は認められなかった。

③ 電動車いすで走行中、舗装路を下り、転倒等した。

○平成21年9月6日（広島県、80歳以上・男性、軽傷）

（事故内容）

ハンドル形電動車いすで下り坂を走行中、カーブで転倒し、擦り傷を負った。

（事故原因）

下り坂（部分的に勾配10度以上あり）運転時に速度調節ダイヤルを低速（1～2km/h）に合わせなかったためスピードが出過ぎ、急なハンドル操作を行ったことにより転倒したものと推定される。

なお、取扱説明書には「下り坂は必ず前進で、速度調節ダイヤルを「低速」に合わせ、慎重に走行する」旨、記載されていた。

④ 電動車いすで走行中、踏切内で電車に接触した。

○平成21年8月9日（熊本県、80歳以上・女性、重傷）

（事故内容）

ハンドル形電動車いすを使用していたところ、踏切内で電動車いすが停止したため電車と接触し、重傷を負った。

（事故原因）

電動車いすのバッテリーの残量が少ない状態だったため、踏切内でバッテリーが切れて停止したものと推定される。

（イ）ジョイスティック形電動車いす

① 電動車いすで走行中、舗装路で転倒した。

○平成22年7月11日（京都府、70歳代・男性、重傷）

（事故内容）

ジョイスティック形電動車いすで舗装路を走行中、後方に転倒し、負傷した。

（事故原因）

使用者が、転倒防止用バーを収納したまま、勢いよく段差を乗り越えようとしてジョイスティック形電動車いすが後方に傾き、転倒して事故に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には「介助者が居ないときに転倒防止バーを収納したまま走行しない」旨、記載されていた。

② 電動車いすの乗降時に転倒した。

○平成21年8月28日（東京都、60歳代・女性、重傷）

（事故内容）

ベッドからジョイスティック形電動車いすに移乗した直後に電動車いすが後方に転倒し、負傷した。

（事故原因）

使用者が電動車いすの転倒防止バーを格納したまま移乗しようとした際に、バランスを崩して後方に転倒し、事故に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には、「転倒防止バーを使用する」旨、記載されていた。



図10 ハンドル形電動車いす
主に高齢者が使用することが多い。

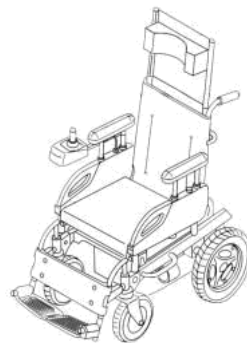


図11 ジョイスティック形電動車いす
主に障害のある人が使用することが多い
が高齢者も使用することがある。

2. 電動車いすの事故の防止について

電動車いすの事故を防止するために、取扱説明書の注意事項を守り、特に次の点に注意してください。

(1) 安全運転講習会等への参加など、正しい使用方法の習得

安全な運転のためには、正しい使用方法や操作に十分慣れることが必要です。地域の交通安全協会、社会福祉協議会、全国介護者支援協議会、製造事業者や販売事業者によって行われる安全運転講習会等には、積極的に参加してください。

- ① 初めて運転する場合は、安全な使用方法の指導を個別に受けるか安全運転講習会等に参加し、慣れるまでは安全な広い場所で十分に練習してください。
- ② 運転に慣れてからも、定期的に安全運転講習会等に参加してください。
- ③ 新しい電動車いすに乗り換える場合も（代車利用、短期レンタルを含め）、必ず乗り方の指導を個別に受けるか安全運転講習会等に参加し、安全な広い場所で十分に練習してください。

(2) 日常の点検

- ① 運転前には必ず日常点検を行ってください。日常点検の方法は、取扱説明書に従ってください。
- ② 走行前にはバッテリーの残量を確認してください。遠出する場合は、満充電（電荷が十分蓄えられた状態）にしてください。

(3) 運転時の注意

- ① 走行中はわき見運転をしないでください。
- ② 走行中は路肩に寄りすぎないでください。道を譲ろうとして路肩から落ちないようにしてください。特に幅の狭い道では気をつけてください。
- ③ 坂道を下る際は、取扱説明書に従って速度を遅めに設定してください。
- ④ クラッチ（手押し走行装置）を切ったの走行は決してしないでください。特に坂道ではスピードが徐々に加速して速くなり過ぎ、ブレーキが効かなくなることがあります。
- ⑤ 電動車いすから乗り降りするときは、必ず電源スイッチを切ってください。無意識にレバーなどに触れてしまい、突然動き出し、転倒するおそれがあります。
- ⑥ 以下のような場所では利用を避けてください。または、介助者と一緒に利用してください。電動車いすが制御不能となり、事故に至るおそれがあります。
 - ・濡れた落ち葉で滑りやすい場所
 - ・あぜ道や砂利道など舗装されていない道（特にぬかるんでいるときは危険です）
- ⑦ 夜間の運転は控えてください。
- ⑧ 踏切の横断は避けてください。やむを得ず横断する場合は、必ず一旦停止し、左右の安全を確認してください。脱輪したり線路の溝にタイヤが挟まらないようハンドルをしっかりと握り、線路に対してできるだけ直角に渡ってください。

踏切内で立ち往生してしまった場合は、慌てず介護者や周りの人の協力を得て、非常ボタンを押してもらうとともに、直ちに踏切内から脱出してください。その後、車いすを踏切から出してください。
- ⑨ 電動車いす（主にジョイスティック形）には、転倒防止バーがあります。使用しないと、乗降時や坂道での走行・停止時に転倒・転落するおそれがあります。

○ リコール製品による事故の防止について

リコールが行われている製品ではないか、確認してください（参考資料参照）。該当していれば、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。

(別紙 1)

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの

1. ハンドル形電動車いすの J I S について

製品事故情報報告・公表制度により、ハンドル形電動車いすの重大製品事故報告が、平成 22 年 3 月末までに 36 件ありました。

事故原因は、誤使用や不注意によるものが多く、こうした事故を防ぐためには、操作ミスを起こしにくい製品の開発や普及が一つの有効な対策となります。

平成 21 年 12 月 21 日に JIS T9203 (電動車いす) から安全性を強化する形で、JIS T9208 (ハンドル形電動車いす) が新規制定されました。

ポイントは次のとおりです。

(1) 安全性の向上

① 手押し走行装置の規定を追加

手押し移動ができる状態に切り替える装置については、車体の移動や危険な状況から脱出する場合などを考え、第三者が容易に認識できて操作可能なこと。また、乗員が坂道などで誤って手押し状態に切り替えて走行 (暴走) することを防止するため、乗員が着座中に手押し状態には切り替えできないこと等が規定されました。

② 動的安定性能を要求

前方、後方に対する安定性について、10 度の斜面において急発進や停止操作を行ったときの車体の安定性、また、50mm の段差を前進及び後進で降りたときの車体の安定性に関する基準が導入されました。

③ リスクマネジメントによる設計を追加

製造事業者又は販売事業者は、乗降時に誤ってアクセルレバーに触れるなどのリスクを考慮した設計を行い、これを文書化し維持することが規定されました。

(2) 利便性の向上

鉄道での利用に配慮した回転性能 (小回り性) の規定が追加されました。

(3) 製品に種類 (製品特性) の表示を追加

ハンドル形電動車いすのユーザーに製品特性をわかりやすく示すことによって、利用形態に応じた適切な製品の選択・利用ができるように、旋回安定性、段差乗越性、回転性能 (小回り性) について、その性能に応じて星 (☆) 数を表示することになりました。

(表示の例)



旋回安定性：斜面 (3°、6°、10°) を最高速度・最小回転半径で旋回させたときの安定性
 段差乗越性：段差 (12、25、50mm) を最高速度で乗り上げたときの安定性

回転性能 (小回り性)：幅 1.2m の直角路を曲がれる、幅 0.9m の直角路を 5 回まで切り返して曲がれる、幅 1.0m では切り返し無しで曲がれ、かつ 180° の回転を 1.8m 未満の幅で行える

電動車いすの事故の社告・リコール製品について

N I T Eに通知された電動車いすの事故は、平成20年度から平成24年度までに91件ありました。その中で社告・リコールを行った製品による事故は32件ありましたが、社告・リコール事象と同じ事故は8件ありました。「リコール製品での事故の被害状況」を表に示します。なお、社告・リコールには消費者への注意喚起等を含みます。

リコール製品での事故は、ハンドル形のみで、ジョイスティック形はありませんでした。クラッチレバーが本体後下部にあり、路面上の障害物にあたって、駆動用モーター部との連結が途切れ、駆動力が伝わらなくなり、上り坂で後退して転落したものと修理の際に車輪軸受け部に過大な力がかかったために、使用中に後輪が脱落したものとがありました。

表 リコール製品での事故の製品別の被害状況 (※)

製品の種類	被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
電動車いす (ハンドル形)				1 (1)		6	1	8 (1)
合計		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	6 (0)	1 (0)	8 (1)

(※) 平成25年7月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

また、N I T Eでは、事業者等が行ったリコール情報を同一形式に編集し公開しています。

(<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>)

以下からリコール情報の検索もできます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

(検索サイトを利用する場合には、「N I T E」、「リコール」等の言葉で検索してください)

※注意喚起ちらし、注意喚起リーフレット、PSマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html>

以上

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 杉浦 好之

担当者 葛谷、山城

○記者説明会前日及び当日

電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870

○記者説明会前々日まで及び翌日以降

電話：06-6942-1113 FAX：06-6946-7280